

自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設放射線障害予防細則

平成16年4月1日
分研細則第1号

(目的)

第1条 この細則は、自然科学研究機構分子科学研究所放射線障害予防規則（平成16年分研規則第7号。以下「予防規則」という。）第4条の規定に基づき、分子科学研究所極端紫外光研究施設（以下「UVSOR施設」という。）における放射線発生装置の取扱いによる放射線障害の発生の防止に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(放射線発生装置)

第2条 UVSOR施設における放射線発生装置（以下「発生装置」という。）は、次に掲げるものをいう。

- 一 15MeV線型加速器
- 二 750 MeV電子シンクロトロン
- 三 750MeVストレージリング

(放射線管理責任者の業務)

第3条 予防規則第13条第1項の規定に基づきUVSOR施設に置かれる放射線管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、当該施設における放射線障害の発生を防止するため、予防規則に定めるところによるほか、次に掲げる業務を行う。

- 一 発生装置の運転日程の周知等運転に伴う放射線障害防止のための安全管理に関すること。
- 二 発生装置を取り扱う者及び業務上随時に予防規則第16条第3項に掲げる区域（以下「管理区域」という。）に立ち入る者（以下「業務従事者」という。）その他管理区域に立ち入るすべての者（以下「一時的立入者」という。）に対する放射線障害防止のための指示及び指導に関すること。
- 三 業務従事者及び一時的立入者に対する管理区域への立入り許可に関すること。
- 四 業務従事者に対する被ばく線量測定結果の通知に関すること。
- 五 その他放射線障害防止のための管理監督に関すること。

(管理責任者の代理者)

第4条 研究所長は、管理責任者が旅行、疾病その他の理由によりその職務を行うことができないと認めるときには、その期間中管理責任者の職務を代行させるため、管理責任者の代理者を選任しなければならない。

2 予防規則第13条第2項の規定は、前項の代理者の資格に準用する。

(発生装置の運転)

第5条 発生装置を運転することができる者は、予防規則に定める業務従事者として登録された者のうち、管理責任者の指定した者に限る。

2 前項の規定により発生装置を運転する者は、管理責任者の周知した日時に限り運転することができる。

(遵守義務)

第6条 業務従事者及び一時的立入者は、予防規則第17条の規定を遵守しなければならない。

(研究所の職員等以外の者の所属機関における登録)

第7条 業務従事者のうち研究所の職員並びに総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻分子科学コースの学生以外の者は、所属機関において放射線業務従事者として登録さ

れていなければならない。

(放射性同位元素等の持込みの禁止)

第8条 UVSOR施設への放射性同位元素及びこれらによって汚染された物の持込みについては、これを禁止する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年9月15日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この細則の施行日前に入学し、引き続き在籍する総合研究大学院大学物理科学研究科構造分子科学専攻及び機能分子科学専攻の学生については、第7条中「総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻分子科学コース」を「総合研究大学院大学物理科学研究科構造分子科学専攻及び機能分子科学専攻」と読み替えて適用するものとする。